

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第3号 北方町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改
正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 北方町立学校施設使用条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて (総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 北方町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定につい
て (厚生都市常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 北方町ふれあい健康センターの設置及び管理に関する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 工事請負契約の締結について (総務教育常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 工事請負契約の締結について (総務教育常任委員長報告)
- 第14 議案第13号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第15 議案第14号 令和5年度北方町一般会計予算を定めるについて (各常任委員長報告)
- 第16 議案第15号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第17 議案第16号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第17号 令和5年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第19 議案第18号 令和5年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)

第20 請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願について

(総務教育常任委員長報告)

第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	教育次長兼課長	宮部寿
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
健康推進課長	鳥本裕子	上下水道課長	北中龍一
都市環境課長心得	宮崎資啓	会計室長	横田紀彦
教育委員会 事務局長	郷展子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもこんにちは。

本日は午後からの定例会となりましたが、御参集御苦労さまでございます。

ただいまから令和5年第1回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番 安藤哲雄君及び9番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第19 議案第18号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第1号から日程第19、議案第18号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは命によりまして、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月15日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

それでは、議案第1号です。北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

移動系無線2か所を廃止した理由と今後の活用などについて質疑があり、北学園の開校に伴い北方中学校と町立幼稚園に設置してあった無線を廃止するが、機器は残っているので今後有効活用できないか検討したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

町長部局の人員が減り、教育委員会部局の人員が増えておるが、事務的に支障を来すおそれはないかという質疑があり、主に町立こども園の開園に伴う保育士の配分のための措置であり、問題ない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第3号 北方町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 北方町立学校施設使用条例制定についてであります。

施設使用料は前納が原則だが、町長が認める例外とはどのような場合を想定しているのかという質疑があり、グラウンドを夜間利用する場合や天候の影響が懸念する場合などを想定している。今後例外規定については、減免措置なども含めて内容を精査していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方西体育館のネーミングライツ募集や今後の施設活用方針などについて質疑があり、北方西小学校閉校後も体育館施設を維持管理していくこととしたが、実際には閉校に伴い来年度の利用申込みが大幅に減少している。施設の維持管理には多額の経費が必要であるため、ネーミングライツの募集も含め今後の運用方針については慎重に判断したい旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号 工事請負契約の締結についてであります。

空調設備の熱源をガスにした理由について質疑があり、体育館という大規模施設における適切な機器運用を考慮して、コスト面と出力面の両方の観点からガス方式を選んだ旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 工事請負契約の締結についてであります。

一般競争入札による業者選定が行われているが、参加申込みをしながら金額の提示を辞退した業者がいるが、その理由等に関する質疑があり、入札参加予定業者が詳細設計を行ったところ、最近の人手不足などの理由で工事を請け負うことが不可能であることが判明したため辞退したと聞いております。一般競争入札制度自体の意義や趣旨を鑑み、今後このような事例が発生しないよう注意喚起していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

この議案に対する特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第14号 令和5年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出に関して、企画費、運転免許証返納者、アユカ積み増し交付に関連して、超高齢社会を迎え高齢者の運転ミスによる事故等が社会問題となっているが、免許返納者の推移や啓発活動について質疑がありました。高齢者の免許返納者を増やすためにも公共交通の充実が重要であると考慮しており、来年度においてはタクシー助成の増額など、より利便性を高める施策を予定している。あわせて他市町の先進事例などについても研究していきたい旨の答弁がありました。

次に、宿毛市民間交流補助金について、金額が30万円から20万円に減額された理由などに関する質疑があり、利用実績に応じて減額したが、宿毛市との民間交流を促進するという趣旨は変わっていない旨の答弁がありました。

次に、教育費の事務局費について、いじめ問題対策連絡協議会の開催状況などに関する質疑があり、協議会は警察や弁護士、医者などから構成され、年2回の会議にて情報共有などを行っている。また、町のいじめに対する取組は様々あり、毎月1回のいじめを考える日の取組や心のアンケート調査のほか、相談窓口を充実させるなどの対応をしている旨の答弁がありました。

次に、腎臓判定委員会負担金の内容について質疑があり、今までも委員会はあったが負担金は支払っていなかった。今回他市町の状況を鑑みて負担金を支払うこととした。委員会では検診結果に基づいた適切な対応ができるよう、個別の事例を審査していただいている旨の答弁がありました。

次に、青少年育成費の子ども会育成協議会事業費補助金に関して質疑があり、子ども会の加入率は年々減少しており、10年ほど前は84%だったが令和4年度では36%となっている。その原因は、親の負担が大きいなどの理由が多く、また初めのうちは加入していても、高学年になって役員が当たりそうになると脱会する事例もあるとの答弁がありました。

次に、図書館のブックスタート経費について質疑があり、今年度は在庫分があったが新年度はなくなったため増額となった。今後、本の支給時期を工夫するなど制度のさらなる充実を検討したい旨の答弁がありました。

次に、生涯学習センター費の棚橋源太郎賞について質疑があり、棚橋源太郎については地元の偉人として北方科でも大きく取り扱っており、今後も表彰制度を続けていきたい旨の答弁がありました。また、北方学園クラブに関する質疑があり、社会人コーチの報酬など国・県の補助金をうまく活用しながら着実に実施していきたい旨の答弁がありました。

その他、予算全般における光熱水費の増額に関する質疑があり、各部門において光熱水費が2割から5割程度増えている。町全体として空調や照明などで小まめな節電を図っており、今後も努力したい旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託、協議依頼されました案件につきまして、去る3月14日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、

その経過と結果を御報告申し上げます。

議案第8号 北方町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 北方町ふれあい健康センターの設置及び管理に関する条例制定についてであります。

施設の利用料や町として行う事業について質疑があり、娯楽室については60歳以上のグループでの利用としており、グループで1台1時間100円であるが、構成員の8割以上が町民であれば減免とすること、また百歳体操やホッと・カフェ等の事業を行う旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

この議案に対する質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号 令和5年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入について、諸収入の雑入において、ペットボトル有償入札拠出金に関して毎年ほぼ同じ金額が計上されていることについて質疑があり、ペットボトル有償入札拠出金に係る再資源化委託単価について、年度当初の入札により決定するためである旨の答弁がありました。

次に、歳出について、民生費の社会福祉費において、成年後見支援センター事業委託と成年後見制度利用促進協議会の内容についての質疑があり、支援センター事業委託については、相談等により挙がってきた事案の制度利用の必要性の評価を行うものであり、協議会ではセンターに委託した事案の報告のほか、制度利用促進のための意見交換を行うものである旨の答弁がありました。

次に、民生費の社会福祉費において、緊急通報装置コールセンター業務委託に関し、予算額の増減理由や対象者の把握方法についての質疑があり、予算については元の事業者の撤退によるものであること、対象者の把握については、地域包括支援センターの訪問やケアマネジャーからの申出により把握している旨の答弁がありました。

次に、民生費の社会福祉費において、配食サービス事業に関して1食当たりの金額が増額となった理由についての質疑があり、物価高等の影響による旨の答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生費において、定期の予防接種委託料の予算が減少した理由についての質疑があり、定期の予防接種については接種率が高く、減少した理由は出生数の減少である旨の答弁がありました。

次に、衛生費の清掃費において、指定ごみ袋の印刷製本費が昨年度より増額している要因について質疑があり、材料費等の高騰による印刷単価の増額が要因であり、需要については変動がない旨の答弁がありました。

次に、土木費の都市計画費において、現在整備している天王川かわまちづくりの広場に関し、維持管理に要する経費を計上しているかと質疑があり、公園費の委託料において98万4,000円計上している旨の答弁がありました。

次に、土木費の都市計画費において、馬道公園ごみチップ舗装撤去工事に関連して、併設する徒渉池の撤去について質疑があり、利用停止している徒渉池の撤去の必要性は認識しているが、町全体の予算を鑑み、財政部局との調整により、徒渉池の撤去は令和6年度以降に行う旨の答弁がありました。

次に、議案第15号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

イオンタウン予定地での水道利用等の見込みについての質疑があり、現状では出店内容が確定しておらず建物規模等が不明なため、ない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和5年度北方町下水道事業会計予算を定めるについてであります。

一般会計からの繰入金が増額となった理由についての質疑があり、令和5年度から会計方式が変更されることに伴い一時的な費用が発生するための処置であり、次年度以降は減少する見込みである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町立学校施設使用条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町ふれあい健康センターの設置及び管理に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号 令和5年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 2月28日、日経新聞の社説で、出生数が80万人割れは将来に希望を持ちにくい社会への警告だと述べ、若い世代の結婚、育児の壁になっている課題を直視し対策を急がねばならない、このように述べています。これに先立ち、岸田首相は15日の衆議院予算委員会で子ども関連予算の倍増発言を行ってしています。今真剣に子育て支援に取り組み、実効性のある施策を打ち出さなければ日本社会が立ち行かなくなる事態も予測され、国民の生活や経済に大きな打撃を与えることとなります。

この事態の打開は国の責任であることは言うまでもありませんが、地方自治体においても子ども・子育ての施策の実施が求められています。12月議会や今回の議会でも一般質問で子育て支援の新たな取組を求める意見が述べられています。しかし残念ながら、本年度予算はそうした施策は見られません。子育て支援の予算を積極的に盛り込んだ予算を求めます。

また、いよいよ4月から義務教育学校がスタートします。これまで建設等の予算で施設整備を進めてきましたが、北方学園を始めるに当たって学校で新たに行う取組が多くあると思います。学園構想を成功させようと思われるのであれば、少なくとも最初の数年はこれまで以上の学校予算を組んで新たな試みを行えるよう支援するべきではありませんか。さらに、昨年は物価高騰が続き、特に光熱費が高くなっています。学校関係の予算の増額を求めます。

以上の理由で、予算案に反対いたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ありますか。

松野議員。

○4番（松野由文君） それでは議案第14号、令和5年度北方町一般会計当初予算について、賛成討論を行います。

ウイズコロナから社会経済活動の正常化が進む中、ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過し、世界経済への影響と、とりわけエネルギー、原材料価格の高騰は、日本において電気、ガス、食料品など価格の高騰が続き、私たちは苦しい生活を余儀なくされています。そうした中で北方町は、上下水道料金の減免や生活応援商品券の交付及び販売事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など各種支援事業を実施し、少子化対策としての出産・子育て応援交付金の支給と目の前の課題に最善を尽くして取り組んでいます。

政府は令和5年度予算を、歴史の転換期を前に我が国が直面する内外の重要課題について道筋をつけ、未来を切り開くための予算と位置づけ、一般会計の総額は114兆3,812億円と過去最大の予算になっております。

こうした中、北方町は令和5年度の一般会計予算は67億1,000万円とし、今年度は3.31%減となる実効的な予算となっております。

広域交流拠点は、まずヤマダ電機の先行オープンが決定し、イオンタウンの開業時期は当初の予定より遅れるようではありますが、地域産業の振興、雇用の拡大も生まれることと大変期待をしております。

また、今年度4月には北学園、南学園及び町立こども園が開校、開園いたします。5年にわたる取組を着実に進めておられ、予定どおりに開校できることは非常に喜ばしいことでもあります。幼保小中一貫教育を軸に一人一人の個性に合った教育、創造性を育む学びを実践し、北方町の子供たちの将来を見据えた環境づくりのために必要な予算であると考えます。

また、効率、効果的な消防体制を構築し、町民の安心・安全を守るための（仮称）本巢消防署北方分署整備事業、安心して出産・子育てができるよう継続的な相談に応じる出産・子育て応援事業、地域の防災力向上のための防災士取得者への助成、タクシー料金の助成や都市整備事業など、必要な予算が見込まれていると思われまます。

今年度予算はウイズコロナの実効的な予算となっております。物価高や電気料金の高騰などの影響を受け経常経費の上昇が避けられない中ですが、町長をはじめ執行部の皆さんには今後も不要不急な経費を削減しつつも真に必要な事業には十分の予算を配分され、住民サービスの低下を招かないようお願いをして、提案されました議案第14号、令和5年度一般会計予算に賛成いたします。

議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「終結」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第16号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「終結」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第17号 令和5年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「終結」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 令和5年度北方町下水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「終結」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20 請願第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第20、請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願についてを議題とします。

付託しました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは命によりまして、私ども総務教育常任委員会に付託されました請願を審査した結果、次のように決定しましたので、北方町議会会議規則第89条第1項の規定により報告いたします。

付託年月日は令和5年3月6日、件名は原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願であります。

審査の結果、令和5年3月15日に委員会を開会し、審査の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願につきまして、私は採択の賛成の討論とさせていただきたいと思います。

私たちは福島第一原発事故で一体何を学んだんでしょうか。2011年、3・11東日本大震災の翌日、福島第一原発1号機、3号機、4号機が相次いで水素爆発をし、建屋が破壊され放射性物質が拡散し、大地も海も空も全てを汚染しました。原発の安全神話の崩壊と同時に恐怖が日本列島を覆いました。これらのことによってふるさとを追われた人は20万人を超し、今なお2万人近くの方が家に帰れず避難生活をしておられるわけであります。

原発稼働、この40年ルールというのは、民主党政権時に自民、公明3党合意でしたわけですが、国民の議論もなく変更することは私は理解ができません。この40年ルールの変更におきまして、先日発表されました世論調査では、9割を超す人がこの40年ルールの変更には説明が不十分であろうと、また「原発ゼロ」「時間をかけて原発ゼロ」においても、半数以上の方が支持をしております。

本町においても遠い話ではなく、今、若狭湾には現在10基以上の原発が稼働しており、万が一福島のようなことがあれば、私たちの町も20ミリシーベルト以上の汚染となり、多くの町民がふるさとに戻れないことが数年続くことも考えられるわけであります。経済を最優先に物事を性急に方向転換することなく、長期的で重要な原子力政策をいま一度立ち止まることは私は重要と考えます。

よって、私は、原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願の採択の賛成討論といたします。

○議長（鈴木浩之君） そのほか討論ありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立少数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第21 議員派遣について

○議長（鈴木浩之君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は6日から本日までの12日間でありましたが、御提案申し上げました全議案に対しましてそれぞれに適切な御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

議員各位からいただきました御意見や御指摘等につきましては、十分に留意しながら今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、5年越しで進めてまいりました学園構想であります。予定どおりこの4月、開園の運びとなりました。これからそれぞれに卒業式を行い、続いて閉校式、開校式を行う予定をしております。いよいよ北方町に新しい小中一貫の学園、幼保連携のこども園が誕生いたします。本当にここまで来られたことは、ひとえに議会はじめ町民皆さんの深い御理解のたまものと心から感謝を申し上げる次第であります。

また、今議会中に町の人口が過去最高を更新中と申し上げました。このことから5年前の学園構想では、基本計画においては開校時の児童・生徒数を北学園で1,004人、南学園で507人、合わせて1,511人と予測しておりましたが、現時点では北学園1,058人でプラス54人、南学園は504人、残念ながら3人のマイナスということになってはおりますが、トータルでは1,562人ということで51人増えております。北学園ではあと少しで計画した教室が足りなくなってしまうほどの状況に陥ったところであります。少子化、人口減少が進む中であって殊さらうれしい誤算となっております。

いずれにせよ、予定した全ての施設を整備することができました。そして、主体的でたくましい北方の子を育むためのカリキュラムの作成や運営方針なども、じっくりと時間をかけて進めることができました。どこよりも誇れる義務教育学校として思っておりますが、見かけ倒しにならないよう、今後もソフト面でのさらなる充実を図るなど、教育委員会、教職員と共に努力を積み重ねていきたいと思っております。今後も御指導御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、議員の皆様にはくれぐれも健康に御留意をいただき、今後とも変わらぬ町政への御指導、御協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和5年第1回北方町議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午後2時19分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年3月17日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

署 名 議 員 安 藤 浩 孝